

第574回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年6月23日(月) 15:00～15:16

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第574回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「2024年度電気事業監査及びガス事業監査の結果について」につきまして、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○高橋総合監査室長　総合監査室の高橋でございます。資料3を御覧ください。私からは、2024年度電気事業監査及びガス事業監査の結果について説明をさせていただきます。

7行目以降の趣旨になります。2024年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、経済産業大臣への報告案と当委員会のホームページにおける公表案を本日は御審議いただきたく思います。御了承を得ましたら、速やかに大臣への報告と公表を行う

こととさせていただければと思います。

資料ですけれども、大部にわたりまして、14行目に書いてありますけれども、まず資料3-1は電気事業監査の結果でございます。5ページから、経済産業大臣への報告の文書、それから報告の内容、指摘事項のリストをおつけしております。

続いて、資料3-2はガス事業監査でございますが、16ページ以降におつけしております。資料の立てつけは電気と同じになっております。

それから、資料3-3は、当委員会のホームページにおいて公表する内容ですけれども、経済産業大臣に報告する内容と同じ内容を、39ページ以降におつけしております。

なお、公表の際は、指摘事項リストが案件ごとにありますけれども、事業者名を記載せずに、指摘事項の概要のみ記載するということにさせていただければと思います。

それでは、資料は大部にわたりますので、18行目以降のポイントで御説明させていただければと思います。

まず、20行目、2024年度の監査の重点監査項目ですけれども、2つありまして、1つ目は、約款の運用等に関する監査ということで、まだ一般送配電事業者のほうでも不適切事案がありましたので、こちらについて再発防止に向けた各社の取組状況を確認してまいりました。

それから、31行目ですけれども、体制整備等に関する監査ということで、一般送配電事業者の情報漏えい事案を受けて、2022年度以降、体制整備等に関する監査を行ってまいりました。2024年度を取組としましては、46行目以降を御覧ください。まず1つ目ですけれども、令和6年度の電力市場監視機能強化事業ということで、委託事業として外部の事業者作業を委託するというので、非公開情報システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認、これについて1か月分のアクセスログと操作ログの分析を行ったものでございます。

もう一つ、重点的な項目ということで、54行目になりますけれども、実地監査による確認ということで、58行目から63行目まで書かれているような内容、アクセスログの解析を実施しているかなどの確認をしてまいりました。

あとは、65行目ですけれども、一般送配電事業者の特定関係事業者について、みなし小売電気事業者に限りますけれども、こちらのほうでも非公開情報を不正に利用していないかという点を確認してまいりました。

監査全体の指摘事項は2ページから3ページにかけて19件の指摘事項がありまして、体

制整備に関する監査は11件ありました。その例示は隣に掲げてありますけれども、後任者が前任者のID・パスワードを変更することなく使っていたとか、サテライトオフィスとというのがあって、物理的隔絶が確保されていなかったという事案がありました。

続きまして、ガス事業監査のほうですけれども、こちらの重点監査項目は、託送供給収支が最近多い傾向にありまして、こちらをよく確認してまいりましたというものでございます。

84行目以降ですけれども、体制整備等に関する監査は、電気と同様の視点で確認をしてまいりました。

その結果ですけれども、託送供給収支の件数が132件とちょっと多くなっております。これにつきましては、今後、この件数が少しでも減るようということで、勉強会の開催などあるかもしれませんが、何かできるかちょっと検討して対処できればと考えております。

あとは、先ほど申し上げましたけれども、下のほうに指摘事項リストなどをおつけしておりますので、御覧いただければと思います。

私の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

村松委員からお願いいたします。

○村松委員     村松です。御説明ありがとうございました。こちらの監査結果の報告について、内容について承知いたしました。

重点監査項目並びに指摘を受けた他社の事例というのは、各事業者の方々は非常に注視していらっしゃるって、対策をあらかじめ取るという事業者が多いと聞いております。特に大手の電力会社は、こういった出たものをきちっと分析して、自社で大丈夫だろうかと対策を取る体制が整っていると見ております。

一方、ガス事業者の中小の規模のところにおかれましては、必ずしもそういった体制のところには十分な人を割くということはなかなか難しい状況にあるかと思います。先ほど勉強会というお言葉もございましたけれども、やはり指導された項目に対する理解とその対応、改善策について、何らかの働きかけがあったほうが改善に向かうだろうということで、もし日本ガス協会さん等で勉強会が行われるようであれば、そこへの積極的な御支援をお

願いできればと思っております。この辺り、非常に効果的だと思います。ぜひよろしくお願いいいたします。

以上です。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

事務局から何かコメントはありますか。

○高橋総合監査室長      御指摘ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、ガス協会さんなどと連携をしながら、何が効果的かというところ、事前防止の取組を対処できればと思います。検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

特にないようですので、それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「卸電力取引所の業務規程の変更認可について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいいたします。

○石井取引制度企画室長      それでは、資料4に基づきまして御説明をいたします。

卸電力取引所の業務規程の変更についての御説明になります。その趣旨にありますように、JEPXから経産大臣に対して、業務規程の一部をなす取引規程とその別紙の変更に関する認可申請がありまして、電事法に基づいて、経産大臣から電取委委員長に対して意見聴取がありましたので、その回答案を御審議いただきたいというものでございます。

内容については大きく3つございます。

1つ目が、23行目からですけれども、ベースロード市場の関係でございまして、中身については、23行目から36行目にかけてでございますが、JEPXがベースロード市場に関する値差清算業務を実施している旨、記載されております。変更内容については37行目以降でございまして、今年4月の電ガ小委の制度検討作業部会で、値差清算について2025年度オークションで約定した商品、これは26年度受渡し分の1年商品、それから、26年、27

年度受渡し分の2年商品についても実施していくことが決まった一方で、44行目にありますように、現行の規程では値差清算業務の期間が25年度末となっていますので、必要な改正を行うというものでございます。

そして、2点目が、同じく値差清算に関してですけれども、48行目でございます。値差清算額の算出方法について、既にその計算式自体は規程の別紙に記載されているのですが、その式に代入します約定価格などについては加重平均値を用いるという、実態を踏まえた追記を行うというものになります。

最後、3つ目でございます。55行目、その他のところですが、これは前回、J E P Xの業務規程の変更について御審議をいただいた際に、武田委員から誤字について御指摘をいただきました。具体的には「仮装取引」の「仮想」の字でございます。その際、直ちに修正するのではなくて、誤字か否かを確認し、次回改正時などしかるべきタイミングで修正するというようになったと理解しておりまして、今般、「仮想」を「仮装」に改めさせていただくといったものになります。

66行目、本件に関する対応方針でございます。関連する規程類に照らしまして、いずれも問題のない改正と理解しておりまして、資料4―2でございます。すみません、下のほう、4―2まで飛ばさせていただきます。こちらです。資料4―2のとおり、当委員会として経済産業大臣に回答することとしたいと考えております。

以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

村松委員、お願いいたします。

○村松委員      ありがとうございます。念のため確認させていただきたい事項でございます。

現行の値差清算について期間限定だったものを、この期間自体を延長するということなので、もう既にある仕組みをそのまま適用する期間が、ただ先に延びるだけということで、今回の業務規程の改定を受けて、J E P X並びに事業者が何らかの急ぎの対応を要するものではないと理解しております。

今回のスケジュールも、制度検討作業部会での検討結果を受けたもの、すなわちJ E P Xが独自に何か決めてかかったものではないということで、特段、実務ベースには影響が

ないと理解しておるのですが、その理解に間違いはないかどうかだけ確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、事務局からお願いいたします。

○石井取引制度企画室長　　ありがとうございます。

今回のベースロード市場の件でございますが、例年の運用を踏まえますと、恐らく8月以降にもオークションを開始していくということになります。そうなりますと、そのオークションを実施する際には、業務内容がいついつまで延長されているというのがしっかりと定まった状態でスタートするべきだと考えております。それを踏まえて、今般改正をしたいというものでございます。

○横山委員長　　よろしいでしょうか。

○村松委員　　はい。ありがとうございました。理解いたしました。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました方針のとおり、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

事務局から1点お伝えをいたします。

本日の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——